

広労雇均発0524第 1号

令和 3年 5月 24日

経営者団体の長 殿

労働組合の長 殿

広島労働局雇用環境・均等室長



テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン等の
周知依頼について

労働行政の推進につき、平素より格別の御協力、御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、テレワークにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、非常に多くの企業において新たに実施いただいておりますが、ウィズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」、「新しい生活様式」に対応した働き方であると同時に、働く時間や場所を柔軟に活用することのできる働き方であり、働き方改革の推進の観点からも、使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークの導入・定着を図ることが重要です。

このため、厚生労働省では、平成30年に策定したガイドラインを「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（雇用型テレワークガイドライン）として改定しました。

かかる趣旨を御理解いただき、貴団体傘下の団体等に対し、別添リーフレット等の内容の周知につき特段の御協力、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、併せてのお願いとなりますが、働きながら不妊治療を行う際の環境整備が求められていることから、不妊治療と仕事との両立を支援する助成金が今年度創設されましたので、周知いただきますようお願いいたします。

